

小学校給食・食育推進委員会開催要綱

平成 29 年 4 月 1 日
教 育 長 決 定**(趣旨)**

第 1 条 この要綱は、神戸市立小学校における食育の推進及び学校給食の円滑な運営を図るため、食育及び学校給食に関する諸課題について専門的な見地及び関係者から意見を求めることを目的として開催する「小学校給食・食育推進委員会」（以下「推進委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 推進委員会の委員は学識経験者 2 名のほか、(1)～(10)の学校給食事業関係者をあてることとし、神戸市教育長が委嘱する。

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 神戸市立小学校 P T A 連合会会長 | 1 名 |
| (2) 神戸市立小学校 P T A 連合会副会長 | 1 名 |
| (3) 神戸市学校給食献立作成委員会保護者委員 | 2 名 |
| (4) 神戸市学校給食運営委員会委員長 | 1 名 |
| (5) 神戸市学校給食献立作成委員会委員長 | 1 名 |
| (6) 神戸市立小学校栄養教諭 | 2 名 |
| (7) 神戸市教育委員会学校教育部長 | 1 名 |
| (8) 神戸市教育委員会健康教育課長 | 1 名 |
| (9) (公財) 神戸市スポーツ教育協会常務理事 | 1 名 |
| (10) (公財) 神戸市スポーツ教育協会給食・食育推進課長 | 1 名 |

2 委員のうち、学識経験者については任期を 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(内容)

第 3 条 推進委員会において、次の各号に掲げる案件について意見を求めるものとする。

- (1) 小学校における食育推進のための施策に関すること
- (2) 学校給食の現状と課題に関すること
- (3) 学校給食費の改定に関すること
- (4) その他小学校における食育及び学校給食に関すること

(座長の役割等)

第 4 条 推進委員会は必要に応じて神戸市教育委員会学校教育部長が招集し、同部長が座長となる。

- 2 座長は、会の進行をつかさどる。
- 3 教育長は、座長に事故があるとき、又は座長が欠けた時は、前項の職務を代行する者を指名する。
- 4 座長は必要に応じて推進委員会に関係機関の職員等の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 推進委員会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 推進委員会を公開することにより公正かつ円滑な懇談会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 推進委員会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、神戸市教育委員会健康教育課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の開催に必要な事項は神戸市教育委員会学校教育部長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。